		45 L.B	_L_m_		
	<u>国</u>	熊本県 	市町村	保育所等	任命権者等
	・保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合 的に策定し、実施する。	・保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と投力しつつ、その地域の状況に応じた施策を第字し	┃・県や保育所等の関係者との連携を図りつつ、保育の実施主体 ┃として、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のために必要		・保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベー スを活用する。
第1-3	切に 東足 し、 天他 する。	と、国と協力しまり、その地域の状況に応じた他泉を泉足し、 実施する。	C し (、 休月工による児童生促性暴力等の内止等のために必要		<とん用する。 ・任命又は雇用する保育士が児童生徒性暴力等を行ったと思料
各役割		・保育士の資格管理の実施主体として、児童生徒性暴力等を		われるときは、適切かつ迅速に対処する。	するときは、速やかに知事に報告する。
		行ったと認められる保育士について必要な措置を講ずる。			
第2-Ⅰ					
児童生徒性暴力等の防止に関する施策					
第2-1-(1)					
保育士に対する啓発	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○ ・保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門	○ ・保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門	○ ○ · 全ての保育士の共通理解を図るため、外部専門家を活用した	_
NATIONAL PROPERTY.	等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力				
	等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周		充実を図る。	の効果的な研修の工夫を図る。	
	知を図る。			・保育士による児童生徒性暴力等の問題に関する園内研修や保	
	・保育士に対し、児童の人権、特性等に関する理解及び児童生			育の振り返りなど様々な機会を捉えて実施するなど取組の充実	
	徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発 の充実を図る。			を図る。	
	・県・市町村における児童生徒性暴力等の防止等に向けた保育				
	士の研修等について取組状況を調査、取組事例の共有を図る。				
Mr. O					
第2-1-(2)	【指定保育士養成施設の役割】 保育現場において児童に対する児童生徒性暴力等を未然に防止	1. ていくため 指定保育十釜成体設にむいてけ 保育十釜成神	_	_	_
保育士養成課程を履修する学生への理解促進	程を履修する学生に対して例えば以下の科目等を通じた指導や、				
	防止等に関する理解を深めるための取組を行うこととする。				
	○法における保育士の欠格事由、信用失墜行為や保育士の専門				
	○性的虐待を含む子ども虐待や子どもの人権擁護に関する科目○子どもの最善の利益を考慮した保育の基本的な考え方などし				
	(平成29年厚生労働省告示第117号)に関する科目	に フィ・(足の)に 休月7 休月7日以			
	【国の役割】				
	国においては、指定保育士養成施設に対し、保育士養成課程を見の機会を捉えた指導など児童生徒性暴力等の防止等のための取得				
	の機会を捉えた拍等なと児童主候性暴力等の防止等のための収制	祖の元夫を促す。			
第2-1-(3)			^		
児童及び保護者に対する啓発	・旧音の善厳を保持するため、旧音及が保護者に対して、何人	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	・旧音の善英な保持するため、旧音及び保護者に対して、何人	● ・児童の尊厳を保持するため、児童及び保護者に対して、何人	_
NEW PRICE IN THE P	からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることは				
			1からも元里土促住恭力寺により日口の才仲と反古されることは	Tからも児軍生使性暴刀寺により目亡の身体を侵害されることは	
		あってはならないことについて周知啓発に努める。	あってはならないことについて周知啓発に努める。	あってはならないことについて周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。	
第2-1-(4) その他の英等	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ○	
第2-I- (4) その他の施策	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ○ ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止す	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ○ ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ○ ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止す	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そのような行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そありな行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実さ	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そのような行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴せ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そありな行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実さ	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止で用金をであり、保育士に対しての取組を推進することが重要であり、保育士に対しての重生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そおりな行為につながる可能性がある環境や組織体制などに潜むりスクを取り除く必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、保育所	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止でて周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対してのような行為をさせないる行為をでせない。ことに対する可能性がある環境や組織体制などに潜ないまりを必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒保育で、継続的に実施する服務規律の徹底を図るとともに、保育士で、継続的に実施する服務規律の徹底を図るととての保育士で、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育士で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。	-
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないること等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防して、であるを推進することが重要であり、保育士に対してのような行為をさせないるでもである。・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどに対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返しともに、発力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、保育士、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育さ、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育さ、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育する、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育が共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き届き	_
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止でて周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、保育士に対してのような行為をさせないる行為をでせない。ことに対する可能性がある環境や組織体制などに潜ないまりを必要がある。 ・保育士に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒保育で、継続的に実施する服務規律の徹底を図るとともに、保育士で、継続的に実施する服務規律の徹底を図るととての保育士で、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての保育士で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。	-
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防して、間知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防している。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防している。 ・保育の取組を推進するごぞう為をではないことに関いながるでではかある環境や組織体制などに潜むことを取り除するの取組を効果的なものに充実性情があるでいるが必要がある。・保育士に対しているののででは、経続的に実施する服務規律の徹底を知りないの第とと全てが必要では、必要ないのとことが必要である。・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き重が共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き重で、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。・被害を未然に防止するで密室状態の回避や組織的な支援体別、環境の見直しによる密室状態の回避や組織の見直しによる密室状態の回避である。児	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について開知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止で、関知啓発に努める。 ・保育所等はを推進っなが重要でせない、それでして、というなどを表れている。 ・保育があるでであるではながあるででは、できなどでのよりによるに対してのよりながあるである。 ・保育社に対する研めるとをなどにのは重生、保育社では、必要なルールや取組等を整理・周知し、全が必要では、必要ながら組織的に対してを進めることが必要では、必要なルールや取組等を整理・関ることが必要で、大通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要で、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることがが重要で、必要なが必要である。 ・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目となず、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることがが重要で、表にくい環境の見直しによるで、会にくい環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しにない、場にといる。とが必要で、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しにない、環境や時間帯などについては、特に留意を発していては、特に留意を発きないでは、特に関係など、表にない、表にといることが必要である。	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について周知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防して、間知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防している。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防している。 ・保育の取組を推進するごぞう為をではないことに関いながるでではかある環境や組織体制などに潜むことを取り除するの取組を効果的なものに充実性情があるでいるが必要がある。・保育士に対しているののででは、経続的に実施する服務規律の徹底を知りないの第とと全てが必要では、必要ないのとことが必要である。・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き重が共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目が行き重で、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。・被害を未然に防止するで密室状態の回避や組織的な支援体別、環境の見直しによる密室状態の回避や組織の見直しによる密室状態の回避である。児	
	・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により 自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被 害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等につい て周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性 暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(い のち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様 な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等に おいて地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと並びに被害を受けた児童に対して保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める。 ・国において取組を進めている生命を大切にし、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」について、周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、保育所等において地域の実情に応じた児童への啓発を推進する取組を支援していく。	あってはならないことについて周知啓発に努める。 ・また、児童に対して、職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと等について開知啓発に努める。 ・保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等を未然に防止で、関知啓発に努める。 ・保育所等はを推進っなが重要でせない、それでして、というなどを表れている。 ・保育があるでであるではながあるででは、できなどでのよりによるに対してのよりながあるである。 ・保育社に対する研めるとをなどにのは重生、保育社では、必要なルールや取組等を整理・周知し、全が必要では、必要ながら組織的に対してを進めることが必要では、必要なルールや取組等を整理・関ることが必要で、大通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要で、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることがが重要で、必要なが必要である。 ・被害を未然に防止する観点から、他の保育士の目となず、共通理解を図りながら組織的に対応を進めることがが重要で、表にくい環境の見直しによるで、会にくい環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しにない、場にといる。とが必要で、表にくい、環境の見直しによるで、表にくい、環境の見直しにない、環境や時間帯などについては、特に留意を発していては、特に留意を発きないでは、特に関係など、表にない、表にといることが必要である。	

	围	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
第2-2	17.15旧立止什址目上 <i>标。</i>				
保育士による児童生徒性暴力等の早期発見 第2-2-(I)	L及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策 				
早期発見のための措置及び相談体制の整備	(早期発見のための措置) -	_	0	0	_
			・保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施等により、被害を把握するための体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や保育所等を	・保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施等により、被害を把握するための体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や保育所等を通さず直接に市町村へ提出することも可能とするなど、被害児	
	(相談体制の整備)				
		0	0	_	_
		付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる。相談体制の整備等に当たっては、任命権者等や被害児童の保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。 ・警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが被害児童の保護者から活用さ	・児童及びその保護者が被害に係る情報を相談することは、精神的負担が大きいものであることや、その後の対応によっては被害児童及びその保護者をさらに傷付けることになりかねないことに十分留意し、児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、相談内容を過少評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。		
第2-2-(2)	(基本的な考え方)				
保育士による児童生徒性暴力等の事実があるとわれるときの措置	思	旧主や促進者などの担談などにより、収支しにより旧主はな	-	_	_
われる ときの措直		・児童や保護者からの相談などにより、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童の負担に十分に留意しつの、保育所等、市町村及び所轄警察署との問じで有報共有を図り、迅速に事案に対処するとと行う必要を書る。・保育所を、必要な保護・支援を行う必要がある、初期の段階から事案の対処のために対うのなとと専門のあり関係である。で保育が所在する市町村と必要な連携をする必要、事協方のとといり、といり、といり、といり、保育が多いの関係では、公正性・中立性が確保されるよう事実ではが必要である。で児童の事実があると思われるときの対応方針についまである。・児童を考を考さし、市町村との連携、児童生徒ともの事実があると思われるときの対応方針に公要である。・児童を考さし、市町村との連携、児童生徒を受けた場合の保育士や保育所等の対応方は、専り援を受けた場合の保育すると思知を行うことが望まし、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」では、「大学学院」があると思われると思い、「大学学院」があると思われるときの対応方針によるの、「大学学院」があると思われると、「大学学院」があると思われるときの事実があると思われるときの事実があると思われるときの事実に、「大学学院」があるといい。			

围	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
(任命権者等による都道府県への報告)				
_	-	_	_	0
				・任命又は雇用する保育士による児童生徒性暴力等の事実があるときは、速やかに過失による児童を知事に報告した、守条の20ない。の報告はは虚偽と解してはならない。(法第18条の20の3)・「児童生徒性暴力等の事実があると思料することでいるととのみば、他の事実があると思料することのよびでやらない。の表別を作りながあると思れてはならない。(法の事実があると思れてはならない。の表別をでいるととのよびでいるととのよびでいる。ととのよびでいるに足があるとといの具体的なってといる。ととのよびでいるに足があるとといの目がが当まさい。所は、一個当の様子をかけるに定ならなな、発生をしてはない。のの根別がないとが事実をではない。所は、任何当の様子をかけるに確をを怠るよ社性をはいか事実を確認のにと思わている。と、保育からの情報がなことが事事の考ででいる。など、ながなことが事事のの等されている。と、保証をは、任い、自然を表別では、任い、自然を表別では、任い、自然を表別では、任い、自然を表別では、自然を表別では、自然を表別では、自然を表別では、自然を表別では、自然を表別では、自然を表別を表別であるといる。と、表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
(所轄警察署への通報等)				
_	_	_	_	0
	するときは、告発を行うこととなる(刑事訴訟法第239条第2項)。県や市町村により本来告発されるべき事案が告発されないということが生じないようにすることが必要であり、捜査と連携して厳正に対応することが求められる。他方で、児童生徒性暴力等が犯罪行為として取り扱われる事案においては、被害児童や保護者の精神的負担、名誉、プライバシー等を特に尊重する必要があり、県等が告発することについての被害児童やその保護者の意向によっては、事案により、これを尊重し、告発を差し控えることも考えられる。	青少年健全育成条例、迷惑防止条例違反等の犯罪があると思料するときは、告発を行うこととなる(刑事訴訟法第239条第2項)。県や市町村により本来告発されるべき事案が告発されないということが生じないようにすることが必要であり、捜査機関等と連携して厳正に対応することが求められる。他方で、児		・児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、通童の生命身体に重大な被害が出ておりることが必要なものが高いできまれており、被害児童を徹底して時きり通すという観点や被害児童に大きに重ねて累次のらりのでは、任命権者等は、場による児童生徒性暴力等の事実とにのできることが必要である。なが、任命権者等は、場による児童生徒性暴力等の事実とには、刑事を待たずに所轄警察署に通報することが必要である。・任命権者等が公務員である場合、その職務を行うことにより、合理的根拠に基づき犯罪があると思料するときは、刑事、訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑事訴訟法」という。)の定めるところにより告発をすることが求められる。なお告をの定めるところにより告発をであるには、報告を行う必要はないと考えられる場合もあり得る。

国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
(都道府県による事実確認のための調査)				
_	0	_	_	_
	・任命権者等からの報告等により、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等や市町村等と連携し、被害児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮しながら、当該事実の有無の確認を行うための調査(質問や報告徴求等)を行うことが求められる。当該調査に当たっては、「事実確認等の実施」、「都道府県間の連携」、「その他の事実確認等に関する留意事項」の内容を踏まえて実施することが考えられる。なお、知事は保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合にはその登録を取り消さなければならないこととされており(法第18条の19第1項)、本規定に基づき、県は上記の調査を行う権限を有するものである。			
	・上記調査は、法や認定こども園法に基づく保育所等への指導 監査や、法に基づく被措置児童の虐待に係る調査と併せて効率 的に実施することも考えられ、県内の関係部局や市町村と連携 を図ることが重要である。 ・上記調査については、被害を受けたとされる児童の尊厳の保 持及び再発防止についても調査の目的とされることに留意する とともに、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を 有する者の協力を得つつ、事実関係を客観的に確認し、公正か つ中立な調査が行われることを旨とする必要がある。 ・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者 としては、医師、弁護士、警察経験者、学識経験者等が考えられ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要であ			
	・協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や学会からの推薦等により参加を得ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保するよう努めることが求められる。 ・その際、教育職員性暴力等防止法第19条に基づいて学校の設置者が行う調査に協力することとなっている専門家を保育士に			
	よる児童生徒性暴力等の調査及び事実確認においても活用することについて、あらかじめ県教育委員会等との間で必要な調整を行い、協力を得られる体制を整えておくことなどが考えられる。			

	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
	(事実確認等の実施)				
	_	0	_	-	_
		・事実関係の明確化に当たっては、被害児童や保護当ちたり、 き取りを行うことが考えられる。県が調査への聴取には、少ないの 負担を軽減することが日難なの場合のでは、必なのでは、必なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、少なのでは、から、のでは、一つである。と、で、のでは、で、のでは、で、のでは、で、のでは、で、のでは、なが、のでは、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、ので、は、から、など、で、は、で、は、なが、ので、は、なが、ので、は、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、は、で、で、で、は、で、で、は、に、に、い、ので、は、に、い、ので、は、に、い、ので、は、は、とが、は、は、とが、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			
	(都道府県間の連携)				
	_	0	_	_	_
		・任命権者等から、法第18条の20の3に基づき報告を受けた都 道府県知事(以下「報告受付知事」という。)は、当該報告に 係る保育士の登録先が他の都道府県である場合、登録先の都道 府県知事(以下「登録先知事」という。)にその旨を通知(別 添様式2により通知)するものとする。 ・その上で、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確 認及び登録取消しの判断は、登録先知事の責任において行方こととなるが、報告受付知事は、登録先知事がら児電基づ保育士 規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の34の2に基づ保育士 が行った児童生徒性暴力等の事実確認の提示や情報の提供などの求め事実確認のための事までは、当該に資する協力を行うことが求められる。また、登録先知事が、法第18条の19に基づき当該保育士の登録を取り消した場の通知の写しを報告受付知事に送付するものとする。 ・また、これまで児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第20条において、登録を行った都道当と、その旨を通知を行った保育士に登録をで行ったが都道当と、その旨を通知を付けた保育士に、登録を行った都道と、表の旨を登録先知事に けた保育士に、登録を行ったがあるときは知事が保育士に対してないたことを はればならない当とを適当なるとして、報告を登録先知事に通知ともって児童福祉法施行令第20条に通知した場合は、この通知をもって児童福祉法施行令第20条に基づく通知を行ったものとして差し支えない。			

(中の他の事実情報等に関する場合を利用) - ***********************************		国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
のは、日本の主意が表示できた。日本の主意が、自然の言意が、自然の言意が	(4	その他の事実確認等に関する留意事項)				
***		_		<u>-</u>	_	_
を囲動、報道等で把握したときは、任命権者等に対して事実関		その他の事実確認等に関する留意事項)	●・保育士による児童生徒性暴力等に関する事実確認は、個々の、一条案の具体的な内容に基単断されて利かるものではないの明確化を行うことは性暴力等に関する事実確認は、加肉的、一般的な下の考ええれる。 ○児童生徒性暴力等に関する事実とで、の明確化をでいてが考えられる。 ○児童生徒性暴力等である。 ○児童生徒性暴力等に関する事門的な知識を有する事と、とを療、る者又のようの聴取のと ・等での確認ながまず、とのでは関する事門的な知識を有す事裁判のようとのの語型をでいてなくのの聴取のをは民事事事例につてはないのでは関節を行うにといるないのでは、以近ののでは、とを療、のでは、ととののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			任命権者等

熊本県 市町村 保育所等 任命権者等 (児童と保育士の接触回避等)

(702 - 1717 - 171				
_	_	_	_	0
				・法第18条の20の3に規定する県への報告の前においても、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等児童の保護に必要な措置を講ずる必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。
(保育所等に在籍する児童の保護及び支援等)				
_	0	0	0	_
	の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。・保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童	の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。 ・保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。 ・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、県、	・医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童との保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。・保護及び支援等としては、事案にを被害児童の保護者等からの相談等の保護者等からの相談等の保護者等からの相談等のの地域に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。・保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合に被害に対して対応を行う必要がある。 ・ 明村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。	

	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
	(保育所等において児童と接する業務に従事する者によ	る児童生徒性暴力等の防止等)			
	_	_	0	0	_
			等の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童生徒性暴力等(当該施設等の児童に対するものに限る。)についても、早期発見のためのアンケートの対象にすることや、児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童との接触を回避するなど、保育士に準じた取扱いとする。・保育所等において児童と接する業務に従事する者の職については、業務の内容・範囲や職の名称、児童と接する度合い等が地域や施設の実情に応じて異なること、また、時代の変化等によりこれまでになかった業務に従事する者が絶えず新たに生じることから、網羅的に示すことは困難であるため、職の名称等で機械的に判断するのではなく、各施設の実態を踏まえつつ、児童の権利利益の擁護に資するようにする観点から、対象とな	・保育士以外の保育所等において児童と接する業務(当該施設等の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童に対するものに限る。)に児童と性暴力等(当該施設等の児童に対するものに限る。)に児童と世界発見のためのアンケートの対象にすることやる児童と世界力等を受けたと思われる児童との接触を回避するといて、保育所等において児童と対して、業務の内容・範囲や職の名称、児童と接する者の職いい任業務の内容・範囲や理異なるとが絶えず新の内容に応じ業務に従事する者が絶えず新の内容にないた業務に従事する者が絶えず新のでにないに大きながら、網羅的にでは大きないの実態を踏まえずで機械的に判断するのではなく、各施設の実態を踏まえば、といいのに判断するのではなるとの方にする観点から、知時点で機械的に判断するのが考えられる。の事務職員、保育することが必要である。その上で、現童の権利利益の推護に資するようにする観点から、で、この者を判断することが必要である。その上で、現童の権利利益の推議に資するようにする観点から、なられる職としては次のようなものが考えられる。の事務職員、嘱託医、看護師、栄養士、調理員、保育補助者、保育支援者(キッズ・ガード)等	
第2-2-(3)	(留意事項)				
保育士登録の取消し	——————————————————————————————————————	0	_	_	_
		✓ ・保育士登録の取消しは不利益処分に該当することから、行政			
		手続法(平成5年法律第88号)第13条に基づく聴聞が必要となる。 ・従前は事実関係を争っていなかった保育士が、聴聞場別等の段等等のた場合であっても、一律に児童生徒性暴力等定式認定されている。 ・実が認められないと判断すべきでは認定されて前は電光でで、一般では、②関係を争った場合であってもで、一個ではで、のでで、一個では、②にでいる。 ・表判ので、一般では、②にはを争っていなかった保育と、②には、②には、②には、②には、②には、②には、②には、②には、③には、③には、③には、③には、③には、③には、(②には、④には、④には、(②には、⑥には、○には、○には、○には、○には、○には、○には、○には、○には、○には、○			

	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
2 – 3					
育士の任命又は雇用に関する施策					
2-3-(I) ータベースの整備及び特定登録取消者に関する 報の記録	消しの事由等に関する情報に係るデータベースを整備し、令6年4月1日より運用を開始する(法第18条の20の4、附則1条、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日定める政令(令和5年政令第372号))。 ・任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするとに、個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含め、データベースが適切かつ有効に管理及び活用されるよう、国は、都	○取 ・ 県において登録を を行った社法第18条の20の4 第 1 も 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を			

	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
第2-3-(2) 保育士を任命又は雇用しようとするときのデータ		_	_	_	○ /・保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータ
ベースの活用等					(株育工を活用するものとする(法第18条の20の4第3項)。 では、大はな事るのでは、はなりののは、では、はなりでは、はなりでは、はなられ、はなられ、はなられ、はなられるののでは、、ではなられ、の活用にあたっては、、ではなられるのでは、、ではなられては、、ではなられては、、ではなられては、、ではなられては、、ではなられては、、ではなられているのでは、、ではなられているのでは、、ではなられているのでは、、では、ないのでは、ないのでは、では、ないのでは、では、では、ないのでは、では、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、、では、ないのでは、、では、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、そのには、、まには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
					で任命権者等の雇用の判断にも影響がある行為であることをするとき、具体的にも影響がある行為であるうとするとき、具体的には、採用内定者である保育士についを検認の行うことする。なお、任命権者等が本データベースを検認でて採用内定者(特定登録取消者に該当しないことが確認の行うことを音がなっては、任命権者等が本が生じるが、同じないが、経用内定者とを言う。以下、もの実践との情報を確認するには、任命権者等が生じるが、五十七人の個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十号、以下、「個人情報保護法という」)第27条第 項第 号又は人の個人情報の保護法という」)第27条第 可第 号又は人の個人情報保護法という」)第27条第 可第 号、本一人の個人情報の保護に関するよのではないが、本データに基づく場合」に該当し、本一の検索の結果に照らして採用しないとの判断をするとを踏まえ、任命権者等は、保育士の公募等のに対しての採用を希望するものに対し
					て、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、特定登録取消者に該当することを書面等により提示するともするよりともは、ない望ましい。 ・採用内定子定者が特定登録取消者に該当することがデースの活用等により判明した場合、その情報をではない。など、法の趣旨にのっとり、一次に慎重に、一個人情報の保護に関連を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関連を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関連を行う必要がある。その際には、個人情報の保護に関連を行う必要がある。その際には、関連を行う場合は、児童生徒性暴力等が保育士の登録取消事由とされていることの高度が保育士の登録取消事由とされていることに関連を表すが児童生徒性暴力等を再び行わないるとは、関連を表すが児童生徒性暴力等を再び行わないるとは、関連を表すが児童生徒性暴力等を再び行わないるとは、表面を必要を表するとは、表面を必要を表するとは、表面を必要を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を
					を確認するなど、慎重な判断が求められることに留意が必要である。 ・なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消しとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者では、本人で設書類等に記載された氏名(現在の氏名)と併せタイスを検索するものとする。 ・採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、不及を検索するものとする。 ・採用選みでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった。 ・採用のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった。 ・採用のな理由の明記を求めたりすることなり、出断適には雇用を希望する者の経歴等を十分に確認した上での適任を関係を要であること。経歴等を十分に確認した上での当時は、前職の有無や、常勤・非常勤といった任用形態、中によりでは、前職の有無や、常勤・非常勤といった任用形態、再度とが必要であること。

	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
第2-4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に	こ関する施策				
第2-4-(1)					
第2-4-(1)特定登録取消者に対する保育士の再登録	一	・改正法により、刑事裁判で所定の罪の罰金又は禁錮以上の刑に処せられた保育士の登録に係る欠格期間については、同じく児童と接する教員の場合と同様、以下のように規定している。○ 禁錮以上の刑に処せられた場合は無謝限○ 法の規定その他児童の福祉に関の刑に処せられた場合の規定であり、一次の場合と同様、以下のように規定している。○ 禁錮以上の刑に処せられた場合の欠格期間について無期限とその他児童のにより罰金の刑に処せられた場合の欠格期間について無期限としているが、教員の適けを対しているが、教員の過日をと同様、刑法におけの消托を終了し、罰金以上の刑に処せられた場合の欠格期間について無期限としているが、教員の過日をけることから、視過したときは、刑の言渡しは効力を失うため、保育士の再登録し可能となる。なお、執行猶予の場合には、推予期間満了期間満了時間、日本に登録したときは、刑の言渡しは効力を失うにな、ため、保育士の再登録は可能となる。なお、執行猶予の場合には、ため、保育主の再登録は可能となっる。なお、執行猶予の場合には、ため、保育主の再登録を行うの大学の資金等を踏まえ、当事が保育生の登録を行うのたことでより、保育主登録を取り消された場合の改善のでの後の事情により再び保育士の登録を行ったことにより保育主登録を取り消されたそれで、これら以外の者を受ける。(第18条の2002筆は世暴力等を行ったことにより保育主登録を取り消されたれて、これら以外の過を受け、保育主登録を取り消された者についてい、仮に執い消された者についてい、仮に執いとの音が表しい、法第18条の13年とは、別に保育主である期間中に兄童生徒性暴力等を行ったことがであると認めると認を発きした。対解となる。かか事は、法第18条の2002第1項に対し、当該条の15年ととが取消した場所に知りのでありに対しないを考な情報の現り消した都違を行うかどうかを判断に対し、当該保持を対り、対策を対しては報告を対しては明をからにより保育を持続を有することとできる言ととする。(第18条の20の2第1項各号)・国家戦略特別と域限で保育者を有することとでは対している(第18条の20の2第1項各号)。			
	(再登録審査の基本的な考え方) -		_	_	_
		・再登録審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録取消し等となった保育士が、保育の現場に戻ってくるという事態はあってはならないということであり、再登録の審査に当たって、県においては、県社会児童福祉審議会児童及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。 ・改正法の趣旨等を踏まえ、再登録を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が公要である。児童生徒性暴力等を再び行うが適当であり、県は、に判断する必要がある。・その際、再登録を消費を収しまれて、十分に慎重に判断の際、再登録が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定登録取消者が再登録を希望する場合、当該申請、おいて申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、ないの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を県に提出し、自身が再登録を受けることが適当であることを証明する必要がある。			

島根県子ども・子育て支援課作成資料を熊本県向けに一部編集

					島根県子ども・子育て支援課作成資料を熊本県向けに一部編集
	国	熊本県	市町村	保育所等	任命権者等
	(再登録が不適当と考えられる場合)				
		○ ・上記の再登録審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し再登録することは、基本的に不適当であると考えられる。 ○過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性が認められる者 ○加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者 (例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等) ○保育士登録の取消期間中を含め、長期間に波かったとけても、保育士として復職することにより児童と接することが契機(トリガー)となったたり児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者 ○過去、特定登録取消者となった後に再登録を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者 ○自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者等			
	(留意事項)				
第2-4-(2)		・申請者や県が被害児童及びその関係者に接し、当時の事案を 想起させてしまうことで、被害児童等が再び心情を害するなど の二次的被害につながることがないよう、再登録申請・審査に 関する過程において、申請者や県による被害児童等への接触は 原則として行わないよう配慮することが望ましい。 ・県は、再登録を希望する特定登録取消者が、自身が特定登録 取消者であることを悪意をもって隠ぺいして又は認識せずに申 請する可能性があることを踏まえ、申請者か特定登録取消者 であるとの自己申告がないときでも、登録簿により当該申請者 の過去の登録取消事由を確認するなど、申請者が特定登録取消 者に該当するか否かを確認するよう留意するものとする。			
都道府県児童福祉審議会の意見聴取	・国は、再登録審査に関して全国で統一的な運用を図るとともに、都道府県における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行う。なお、委員は他の都道府県の審議会又は教育職員免許状再授与審査会で同様の業務を兼務すること(いわゆる掛け持ち)も可能である。	・県による特定登録取消者に対する保育士資格の再登録を行うに当たって、あらかじめ県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)に意見を聴かなければならない。(法第18条の20の2第2項) ・再登録審査の公平・公正性や専門性を確保するため、審議会			

出典:厚生労働省策定「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋(R6.3.29こども家庭庁改正)